

出荷資材高騰対策事業

対象者

- 福岡県内に居住もしくは、本社を有しており、
①もしくは②に該当する方
- ① 出荷資材経費の低減に取り組む農林漁業者
- ② ワンヘルス認証を取得した農林漁業者 等

補助対象 となる品目

- 園芸作物、畜産物、特用林産物、苗木、
緑化木、水産物 等
- 上記の産物における、出荷資材経費の令和4
年度と令和5年度の差額

補助率

- 差額の一部を定額で助成
- ※ ①の場合は上昇額の1/2相当額を、②の場合
は上昇額の2/3相当額を助成

相談・申込み

- 最寄りの農林事務所、もしくは福岡県庁農林
水産部食の安全・地産地消課
- ※ 事業の申込みについては、水産物は県庁食の安全・
地産地消課、それ以外の産物は各農林事務所まで

事業の申請について

申請単位

- 生産者個人（法人含む）
- 生産者団体（農協、漁協など）

申請に必要な書類

- 申請書（様式1号）
- 令和5年度の生産、出荷計画（栽培面積、出荷本数など）がわかる書類の写し
- 団体申請の場合、団体としての存在や助成金の適正な受け入れが可能であることがわかる定款などの書類
- その他、申請者によって必要とする書類

助成を受けるために必要な取組（補助要件）

- ①の場合
申請様式1号に記載した出荷資材経費を低減する取組を実施すること。
 - ②の場合
ワンヘルス認証ロゴマークを印刷した商品を出荷すること。
- ※ ①、②ともに、上記取組を実施したことを証明する書類を、実績報告時に提出することが必要

申請受付期間

- 令和5年9月1日～10月20日
※11月以降に3回目の申請受付を行う予定